

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可
……(都市整備局市街地整備部再開発課)……一
 - 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書案等
……(環境局総務部環境政策課)……一
 - 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定
……(環境局環境改善部化学物質対策課)……四
 - 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除(二件)
……(同)……五
 - 都道の区域変更……(建設局道路管理部路政課)……七
- ### 公告
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……(生活文化局都民生活部管理法人課)……九
 - 都市計画の案(二件)
……(都市整備局都市基盤部交通企画課・街路計画課)……一〇
 - 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……(産業労働局商工部地域産業振興課)……一〇
 - 土地収用法による収用の裁決手続開始(三件)
……(東京都収用委員会)……二

告示

●東京都告示第七百三十号
 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき月島一丁目西仲通り地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十八年十月十三日
 東京都知事 小池百合子

一 組合の名称

月島一丁目西仲通り地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十六年十二月十九日から平成三十四年三月三十一日まで

三 施行地区

中央区月島一丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

中央区月島一丁目二十二番十号
平成二十六年十二月十九日

五 変更の内容

事務所の所在地を中央区佃二丁目六番九号に変更する。

六 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

平成二十八年十月十三日

●東京都告示第七百三十一号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第四十八条の規定に基づき、東日本旅客鉄道赤羽線(十条駅付近)連続立体交差事業について、環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)及びその概要の提出

があり、同条例第四十九条第一項の規定に基づき、事業段階関係地域を定めたので、同条例第五十二条の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年十月十三日
 東京都知事 小池百合子

一 事業段階関係地域の範囲

北区 十条台一丁目、十条台二丁目、上十条一丁目、上十条二丁目、十条仲原一丁目、十条仲原二丁目、十条仲原三丁目、十条仲原四丁目、中十条二丁目、中十条三丁目及び中十条四丁目の区域

二 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

東京都
 東京都知事 小池百合子
 新宿区西新宿二丁目八番一号
 東日本旅客鉄道株式会社
 代表取締役社長 富田 哲郎
 渋谷区代々木二丁目二番二号

三 対象事業の名称及び種類

東日本旅客鉄道赤羽線(十条駅付近)連続立体交差事業

四 対象事業の内容の概略

対象事業は、東日本旅客鉄道赤羽線の十条駅付近の約一・五キロメートルを連続立体交差化するものである。

五 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、騒音・振動、土壤汚染、日影、電波障害、

景観・史跡・文化財及び廃棄物について評価を行い、その結論は別記のとおりである。

六 評価書案の縦覧

(一) 期間

平成二十八年十月十三日から同年十一月十一日まで。

ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律

(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を

除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 北区生活環境部環境課

北区王子本町一丁目二番十一号

イ 板橋区資源環境部環境課

板橋区板橋二丁目六十六番一号

ウ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎二十三階

エ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階

七 都民の意見書の提出

(一) 提出方法

持参又は郵送

(二) 記載事項

ア 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地)

イ 対象事業の名称

ウ 環境の保全の見地からの意見

(三) 期限

平成二十八年十一月二十八日

(四) 提出先

東京都環境局総務部環境政策課

郵便番号一六三―八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号

別記(原文のまま記載)

環境に及ぼす影響の評価の結論

地域の概況及び対象事業における行為・要因を考慮し、選定した予測・評価項目について現況調査を実施し、対象事業の実施が環境に及ぼす影響について予測・評価を行った。
環境に及ぼす影響の評価の結論は、表1に示すとおりである。

表1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評価の結論
(1) 工事の施行中	<p>建設機械の稼働に伴う建設作業騒音 建設機械の稼働に伴う建設作業騒音の予測結果は、66dB～81dBであり、各工種ともに、評価の指標である騒音規制法又は都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(以下「環境確保条例」という。)の基準値を下回っており、評価の指標を満足する。</p> <p>建設機械の稼働に伴う建設作業振動 建設機械の稼働に伴う建設作業振動の予測結果は、47dB～70dBであり、各工種ともに、評価の指標である振動規制法又は環境確保条例の基準値と同等又は下回っており、評価の指標を満足する。</p> <p>仮線時の鉄道騒音 仮線時の鉄道騒音の予測結果は、計画線最寄り軌道中心から原則として水平方向に12.5m、地上からの高さが1.2mの地点において、昼間52dB～56dB、夜間48dB～52dBであり、いずれの地点でも現況値を下回っており、評価の指標である「現況値を大きく上回らないこと」を満足する。</p> <p>仮線時の鉄道振動 仮線時の鉄道振動の予測結果は、計画線最寄り軌道中心から原則として水平方向に12.5mの地点において、56dB～66dBであり、予測値は現況値を上回るが、仮線を新たに敷設する箇所において、レールの重軌条化を実施し、可能な限りロングレールを採用し、車高及び軌道の定期的な検査、保守作業を実施する等、鉄道振動の低減に効果のある方策を講じることにより、評価の指標である「現況値を大きく上回らないこと」をおおむね満足する。</p>
騒音・振動	<p>(2) 工事の完了後</p> <p>鉄道騒音 鉄道騒音の予測結果は、計画線最寄り軌道中心から原則として水平方向に12.5m、地上からの高さが1.2mの地点において、昼間54dB～56dB、夜間51dB～52dBであり、いずれの地点でも現況値を下回っており、評価の指標である「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について」に定める「騒音レベルの状況を改良前より改善すること」を満足する。</p> <p>鉄道振動 鉄道振動の予測結果は、計画線最寄り軌道中心から原則として水平方向に12.5mの地点において、51dB～59dBであり、いずれも現況値と同等又は下回っており、評価の指標である「現況値を大きく上回らないこと」を満足する。</p>

表1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評価の結論
土壌汚染	<p>形質変更時要届出区域においては、仮線工事に伴う擁壁の構築により土地の改変を行うことから、土壌汚染対策法に基づき汚染の拡散防止等の対策を実施し、汚染土壌を搬出する際には、適切に運搬、処理を行う。その際には、土壌汚染対策法第12条及び第16条に基づき、必要な書類を提出する。 また、形質変更時要届出区域外においては、工事の実施に先立ち土壌汚染対策法及び環境確保条例に基づき土地利用の履歴等調査を行い、汚染のおそれがある場合は、汚染状況調査を行う。事前の調査及び工事の施行中に新たな土壌汚染が確認された場合は、土壌汚染対策法及び環境確保条例に基づき適正な対応を図るものとする。 以上のことから、評価の指標である「新たな地域に土壌汚染を拡散させないこと」を満足する。</p>
日影	<p>事業の実施による日影の原因となる主な鉄道施設は、建築基準法及び東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例の規制対象となるものではなく、規制対象となるのは駅施設の一部に限られる。しかし、駅施設による等時間日影線は商業地域内に存在するため、本事業において日影規制の対象となるものではないが、評価の指標として、この法律及び条例の基準を参考にして評価した。 工事の完了後において、鉄道施設による日影が生じるものの、建築基準法及び東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例の規制時間を越える日影は生じないことから、評価の指標を満足する。</p>
電波障害	<p>テレビ電波の受信障害は、地上デジタル放送において、事業区間の西側に沿った一部の地域で高架橋端部から最大約50mの範囲で生じると予測され、衛星放送において、事業区間の東側で高架橋端部から最大約20mの範囲で生じると予測されるが、本事業による障害が明らかになった場合には、アンテナ設置位置の調整やケーブල්テレビによる受信対策等の環境保全のための措置を実施する。 また、電波障害が生じると予測される地域以外において障害が生じた場合にも、速やかに調査を行い、本事業による障害であることが明らかになった場合には、同様の措置を実施する。 これにより、受信障害の状態を解消できることから、評価の指標である「テレビ電波の受信障害を起ささないこと」を満足する。</p>

表 1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

子別・評価項目	評価の結論
景観	<p>事業区間周辺の現在の状況は、十条駅を中心に住宅や商業施設が立ち並び、その中で赤羽線（埼京線）は、都市的景観要素の一部となっている。現在、地平を走行している鉄道は、工事の完了後には高架化される。工事の完了後における鉄道施設の高さは、最も高い部分は駅部で17m程度、駅部以外の高架橋で7m～11m程度となるが、周辺の建築物等を大きく上回ることはないため、事業区間周辺の都市的景観要素と融合し、地域景観の特性は、ほとんど変化しないものと考えられる。</p> <p>代表的な眺望地点からの眺望は、そのほとんどが商業施設や戸建て、中高層の住宅等といった都市的景観となっている。その中に新たな都市的景観要素として、高架橋等の鉄道施設が加わるため、眺望の変化が認められるものの、周辺の建築物等の高さを大きく上回るものではない。</p> <p>さらに、踏切が保残されることにより、交通渋滞が緩和されて人通りや自動車の流れが整ったものとなることに加え、事業の実施に当たっては、鉄道施設の形状等は周辺環境に溶け込むよう、環境保全のための措置を実施する。これらのことから、評価の指標である「事業地周辺の自然、歴史、文化、地域特性等に配慮すること」を満足する。</p> <p>事業区間と交差する可能性のある文化財は存在せず、事業による文化財の現状変更はない。</p> <p>周知の埋蔵文化財包蔵地については、事業の実施に伴い一部改変されるが、文化財保護法に基づき、あらかじめ関係機関と協議し、必要な措置を講じる。また、新たに埋蔵文化財が確認された場合には、文化財保護法等に基づき遅滞なく関係機関と協議し、適切な保全に努める。</p> <p>これらのことから、文化財等に及ぼす影響は小さく、評価の指標である「文化財保護法等に定められた保全に関する事項を遵守すること」を満足する。</p>
史跡・文化財	<p>既設構造物の撤去及び建設工事に伴い発生するコンクリート、アスファルト、鉄骨等の建設廃棄物、建設発生土、建設泥土について、再資源化率等の目標を99%以上とし、可能な限り再利用及び再資源化に努めることから、「東京都建設リサイクル推進計画」に定める都関連工事の目標値を満足することから、「東京都建設リサイクル推進計画」に定める都関連工事の目標値を満足する。</p> <p>プラスチック、ガラス、ケーシング等の建設廃棄物について、関係法令を遵守し、適正に処理する。</p> <p>建設混合廃棄物について、「東京都建設リサイクル推進計画」に定める都関連工事の目標値を満足するよう再資源化等を行うとともに、関係法令を遵守し、適正に処理する。</p> <p>再生利用が困難な建設廃棄物、建設発生土及び建設泥土について、関係法令を遵守し、適正に処理する。</p> <p>これらのことから、評価の指標である「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に定める事業者の責務」を満足する。</p>
廃棄物	<p>建設混合廃棄物について、「東京都建設リサイクル推進計画」に定める都関連工事の目標値を満足するよう再資源化等を行うとともに、関係法令を遵守し、適正に処理する。</p> <p>建設発生土及び建設泥土について、関係法令を遵守し、適正に処理する。</p> <p>再生利用が困難な建設廃棄物、建設発生土及び建設泥土について、関係法令を遵守し、適正に処理する。</p> <p>これらのことから、評価の指標である「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に定める事業者の責務」を満足する。</p>

●東京都告示第七百三十二号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

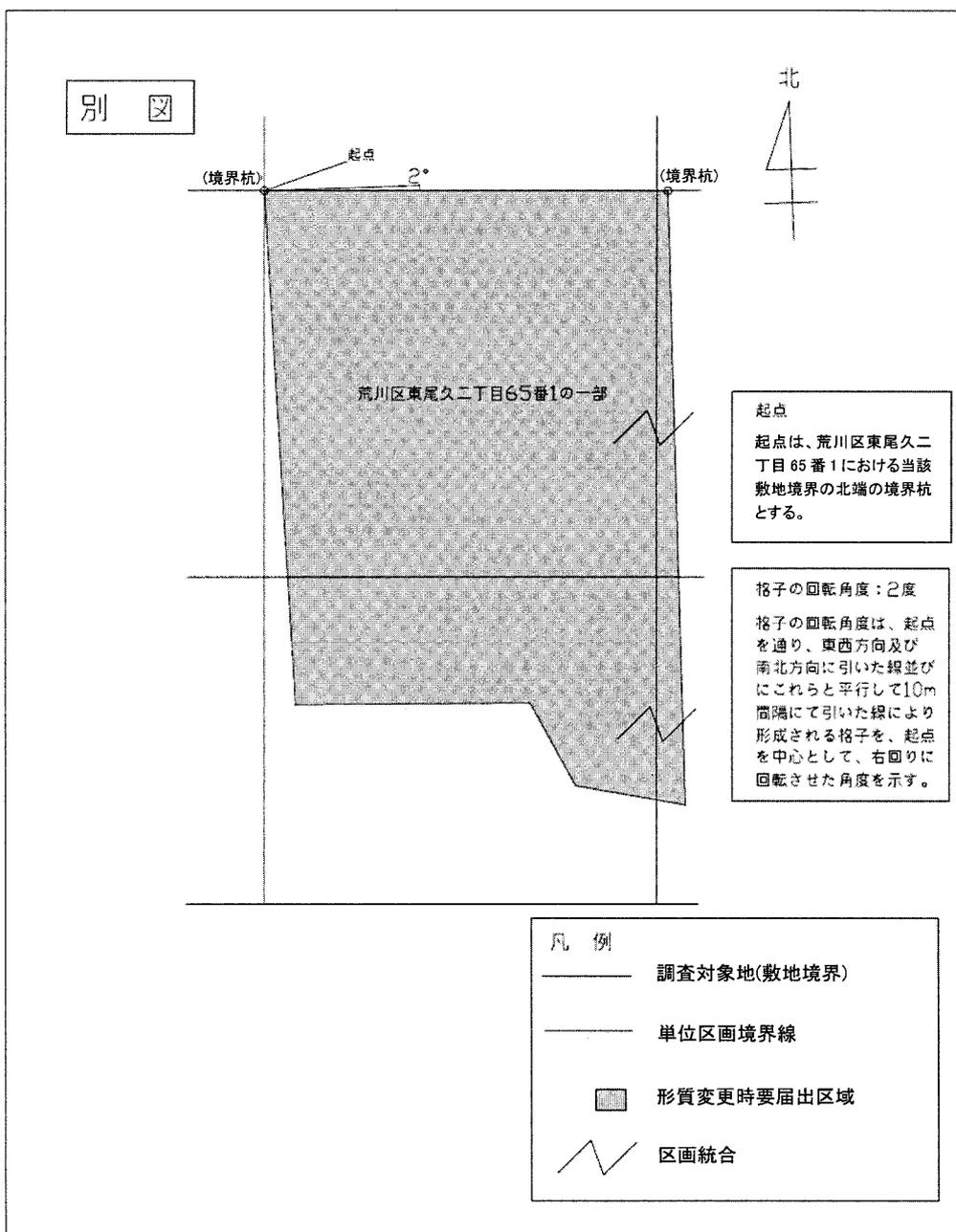
平成二十八年十月十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（荒川区東尾久二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びに鉛及びその化合物



●東京都告示第七百三十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十八年東京都告示第十二百七十四号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年十月十三日

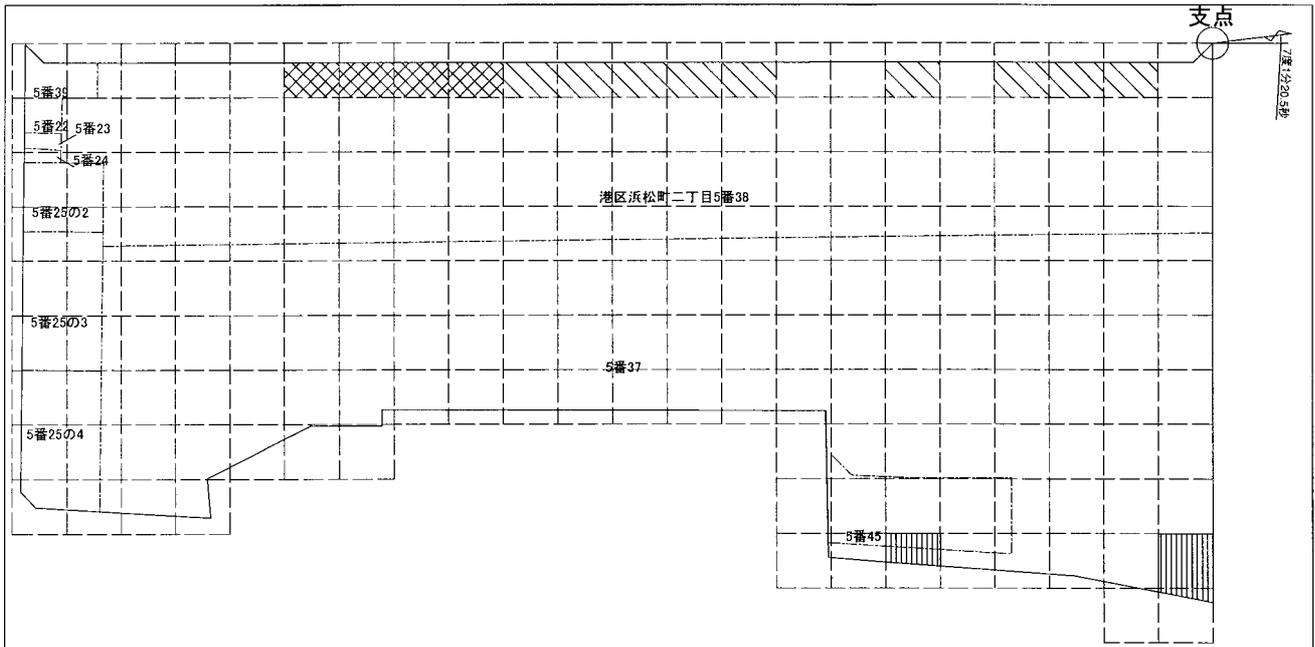
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（港区浜松町二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【凡例】

- : 敷地境界
- - -: 筆界
- - - -: 単位区画
- ||||: 指定を解除する区域
(平成28年東京都告示第1274号により指定した区域)

- ///: 形質変更時要届出区域
(平成27年東京都告示第1494号により指定した区域)
- ⊗: 形質変更時要届出区域
(平成28年東京都告示第82号により指定した区域)

【支点】

支点は、港区浜松町二丁目5番38の最北端とする。
 【格子の回転角度(7度1分20.5秒)】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第七百三十四号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十八年東京都告示第九百七十七号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年十月十三日

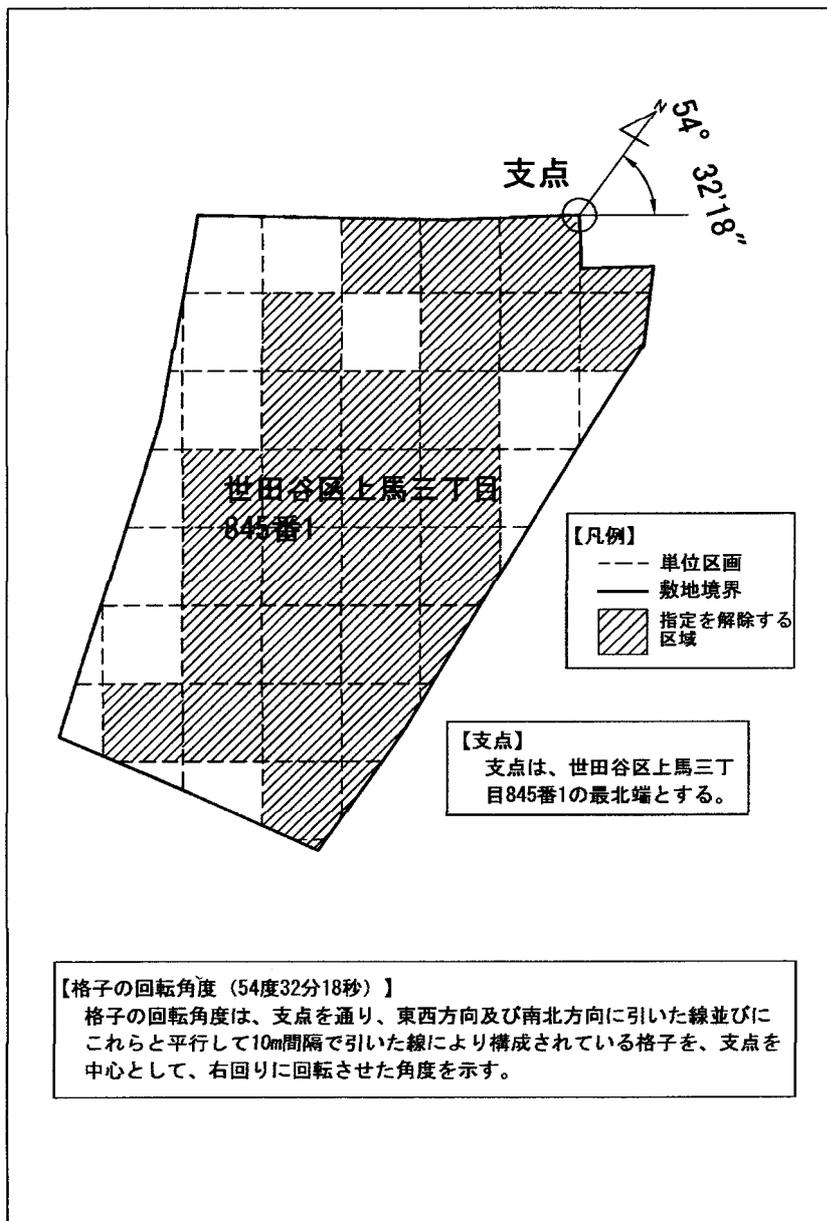
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(世田谷区上馬三丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



●東京都告示第七百三十五号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、平成二十八年十月十三日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月十三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 路線名 恋ヶ窪新田三鷹
- 二 変更の区間 小金井市東町四丁目九十七番二十地先から同所百五番十四地先まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

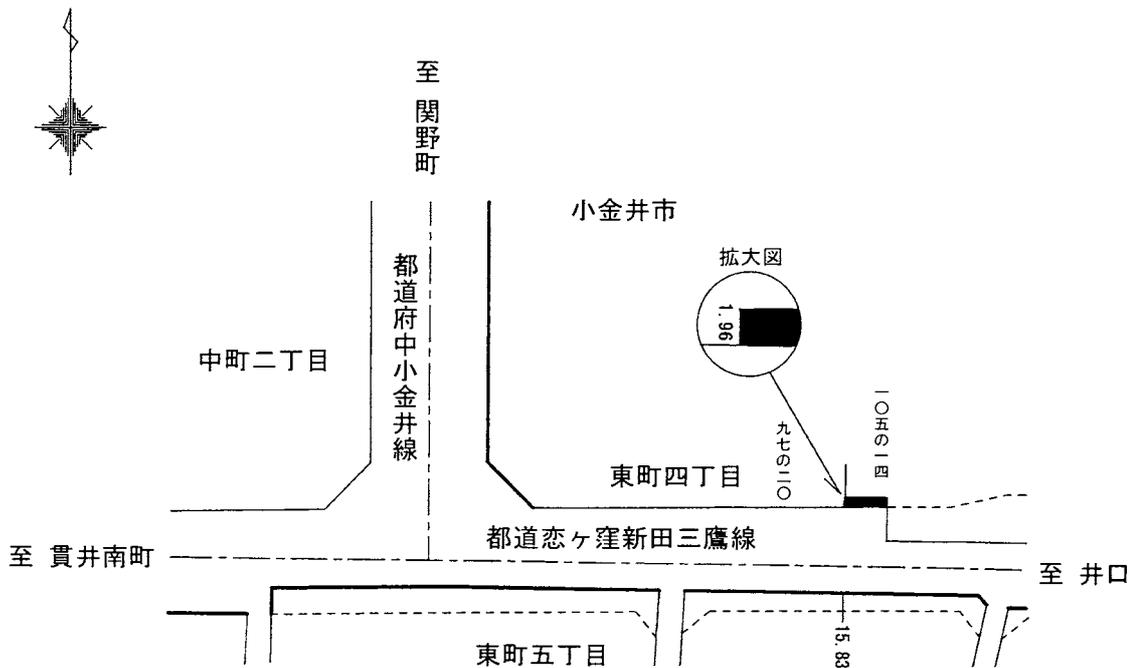
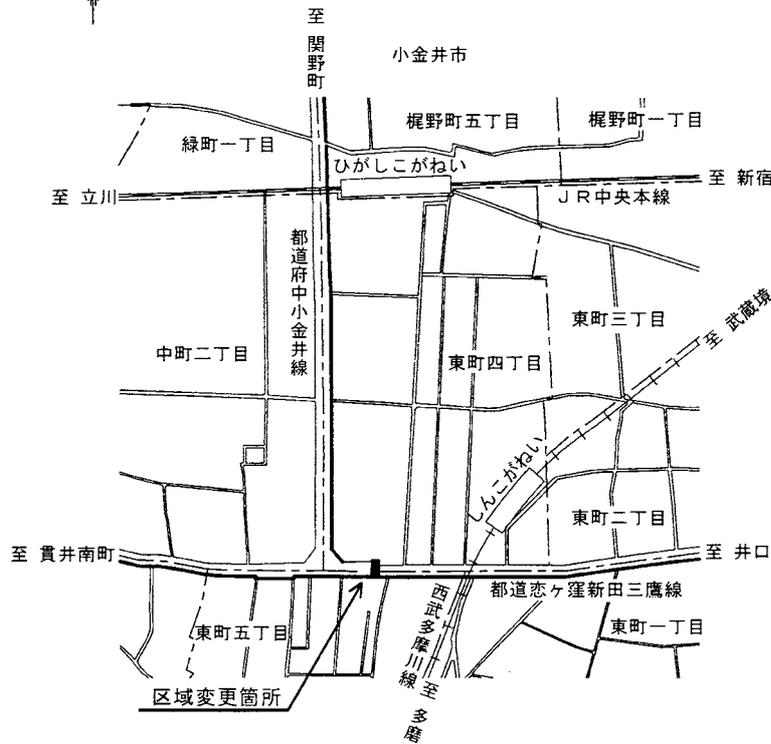
別図

都道恋ヶ窪新田三鷹線区域変更略図

小金井市東町四丁目地内

都道
 市道
 編入区域
 延長
 面積
 計画線

一五・五六メートル
 二五・三九平方メートル



公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年十月十三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年七月二十一日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人なみき福祉会
- 三 代表者の氏名
深谷 誠
- 四 主たる事務所の所在地
東京都八王子市緑町九百三十五番地十五
- 五 定款に記載された目的
この法人は、地域に根ざし、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業、児童福祉法等に基づく事業を行い、障害のある人々が快適に暮らせる地域社会を実現し福祉の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日
平成二十八年七月二十二日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人代官山ひまわり

三 代表者の氏名
森田 由紀

四 主たる事務所の所在地
東京都渋谷区代官山町十七番一―一〇七号

五 定款に記載された目的
この法人は、地域社会をつくる柱となり、住む人・働く人・訪れる人に対して、コミュニティの場づくりと情報発信に関する事業を行い、子育て支援とまちづくりに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日
平成二十八年七月二十二日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人CBすぎなみプラス

三 代表者の氏名
味香 興郎

四 主たる事務所の所在地
東京都杉並区阿佐谷北三丁目七番十三号

- 五 定款に記載された目的
この法人は、地域の課題を解決するために活動するコミュニティビジネス事業者、並びに市民・行政・NPO・大学・企業・金融機関等を対象に、コミュニティビジネスに関する支援、調査、情報提供、講習会の実施等を通して、自立且つ継続可能な事業者を増やし、ネットワ

ーク化することで、杉並及びその周辺の地域活力の増進・発展に貢献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日
平成二十八年七月二十二日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人バルレ

三 代表者の氏名
坪井 久美子

四 主たる事務所の所在地
東京都品川区戸越三丁目十番一号 芳山荘

五 定款に記載された目的
この法人は、発達障害児・者の教育・福祉等の振興を図りそのもてる能力を十分に発揮し、地域社会において自立した生活を営み、充実した生活を送ることができるよう支援することで、社会人としての責任を果し、地域社会に参加することを促すことにより、公益に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日
平成二十八年七月二十二日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人多文化共生センター東京

三 代表者の氏名
栢木 典子

四 主たる事務所の所在地
東京都荒川区西尾久六丁目九番七号 三階

五 定款に記載された目的

この法人は、国籍や言語、文化の差異を認め尊重しあうことにより、多様で豊かな生活空間を共有する社会、多文化共生社会をめざすため、基本的人権の尊重、少数者への力づけ、社会へのアプローチという三つの理念に基づき、在日外国人と日本人の双方へ向けて、様々な事業を創造し実践することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都市計画都市高速鉄道に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

平成二十八年十月十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画都市高速鉄道

追加する部分

道赤羽線

二 縦覧場所

板橋区板橋一丁目、板橋四丁目、加賀一丁目、北区十条台一丁目、十条台二丁目、上十条一丁目、上十条二丁目、中十条二丁目、中十条三丁目、中十条四丁目、十条仲原二丁目及び赤羽南二丁目各区域内
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎二

十一階北側)並びに板橋区役所及び北区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都市計画道路に係る都市計画の案を次のように公告する。

平成二十八年十月十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類

東京都市計画道路

追加する部分

幹線街路補助線街路第八十五号線

追加する部分
北区上十条一丁目及び上十条二丁目各区域内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎二階北側)及び北区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十八年十月十三日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

平成二十八年十月十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名

八重洲セントラルパークビル

二 店舗所在地

中央区八重洲一丁目五番二十二号

三 設置者名

中央土地株式会社

四 設置者住所

中央区日本橋二丁目三番二十一号

五 変更前の店舗名

(仮称)中央土地八重洲一丁目プロジェクト

六 変更後の店舗名

八重洲セントラルパークビル

七 変更前の店舗所在地

中央区八重洲一丁目百五番ほか

八 変更後の店舗所在地

中央区八重洲一丁目五番二十二号

九 変更日

平成二十七年八月二十四日ほか

十 届出日

平成二十八年九月十六日

十一 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業

十二	縦覧期間	振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号） 平成二十八年十月十三日から平成二十九年二月十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
十三	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
一	店舗名	（仮称）ライフ東馬込店
二	店舗所在地	大田区東馬込二丁目五百六十四番
三	設置者名	株式会社NTT東日本プロパティ ース
四	設置者住所	港区虎ノ門三丁目八番八号
五	変更前の設置者住所	新宿区西新宿三丁目二十番二号
六	変更後の設置者住所	港区虎ノ門三丁目八番八号
七	変更前の設置者の代表者名	阿部 聡
八	変更後の設置者の代表者名	鎌田 典余
九	変更日	平成二十八年六月十七日ほか
十	届出日	平成二十八年九月十六日
十一	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）
十二	縦覧期間	平成二十八年十月十三日から平成二十九年二月十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

十三	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。	
<p>土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。</p> <p>平成28年10月13日</p> <p>東京都収用委員会 会長 池田 眞 朗</p>			
1	起業者の名称	東京都	
2	事業の種類	東京都市計画道路事業幹線街路放射第7号線	
3	裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等	別記のとおり	
4	土地所有者の氏名及び住所		
5	土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類		
6	裁決手続開始決定年月日		平成28年9月16日

別記

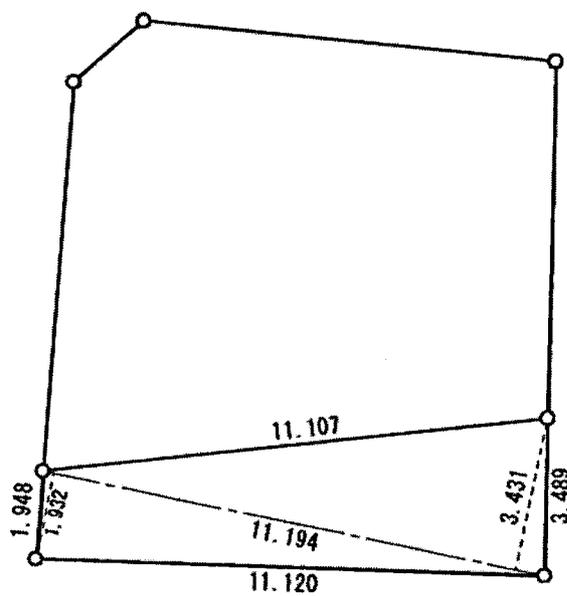
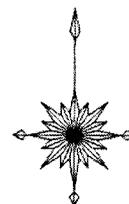
裁決手続の開始を決定した土地					土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			備考	
所在	地番	地目	登記簿上の地積	実測地積	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類		
東京都練馬区西大泉二丁目	1667番4	宅地	m ² 125.49	m ² 125.48	m ² 30.01	株式会社大泉スポーツセンター	東京都練馬区西大泉二丁目18番37号				別図のとおり

別 図

裁決手続の開始を決定した土地

東京都練馬区西大泉二丁目1667番4のうち

30.01平方メートル



単位：メートル

土地収用法 (昭和26年法律第219号) 第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、
 公告する。

平成28年10月13日

東京都収用委員会

会長 池田 眞朗

- 1 起業者の名称 東京都
- 2 事業の種類 東京都市計画道路事業幹線街路放射第7号線
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、
 地番、地目及び地積等
- 4 土地所有者の氏名及び住所
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏
 名、住所及びその権利の種類
- 6 裁決手続開始決定年月日 平成28年 9月16日

別記のとおり

別記

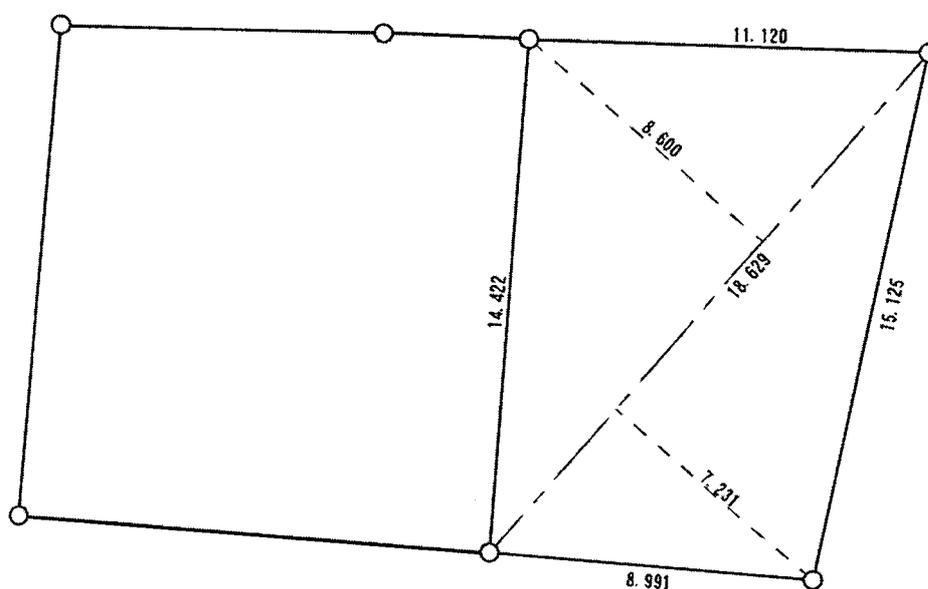
裁決手続の開始を決定した土地					土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			備考	
所在	地番	地目	登記簿上の地積 m ²	実測地積 m ²	取用しようとする土地の面積 m ²	氏名	住所	氏名	住所		権利の種類
東京都練馬区 西大泉二丁目	1678番22	宅地	332.10	332.10	147.45	不明。ただし、 株式会社原島 不動産	東京都千代田区三 崎町三丁目10番5 号	株式会社大 泉スポーツ センター	東京都練馬区西 大泉二丁目18番 37号	土地の使用 貸借による 権利	別図の とおり
						又は、 株式会社大泉 スポーツセン ター	東京都練馬区西大 泉二丁目18番37 号				
						又は、 河野善雄	神奈川県茅ヶ崎市 萩園1623番地1- 301号つつじハイ ム萩園第2	株式会社大 泉スポーツ センター	東京都練馬区西 大泉二丁目18番 37号	土地の使用 貸借による 権利	

別 図

裁決手続の開始を決定した土地

東京都練馬区西大泉二丁目1678番22のうち

147.45平方メートル



単位：メートル

土地収用法 (昭和26年法律第219号) 第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、
 公告する。

平成28年10月13日

東京都収用委員会

会長 池田 眞朗

- 1 起業者の名称 東京都
- 2 事業の種類 東京都市計画道路事業幹線街路放射第7号線
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
- 4 土地所有者の氏名及び住所
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
- 6 裁決手続開始決定年月日 平成28年 9月16日

別記のとおり

別記

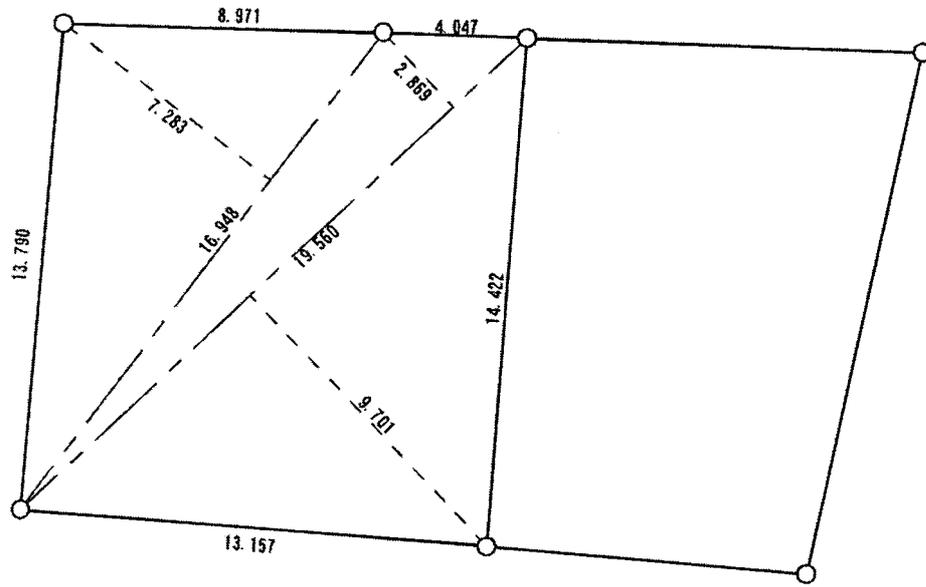
裁決手続の開始を決定した土地					土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			備考	
所在	地番	地目	登記簿上の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	氏名	住所	氏名	住所		権利の種類
東京都練馬区西大泉二丁目	1678番22	宅地	332.10 m ²	332.10 m ²	184.65 m ²	不明。ただし、株式会社原島不動産	東京都千代田区三崎町三丁目10番5号	板屋都世子	東京都練馬区西大泉二丁目13番18号	土地の使用貸借による権利	別図のとおり
						又は、株式会社大泉スポーツセンター	東京都練馬区西大泉二丁目18番37号				
						又は、河野善雄	神奈川県茅ヶ崎市萩園1623番地1-301号つつじハイム萩園第2				

別 図

裁決手続の開始を決定した土地

東京都練馬区西大泉二丁目1678番22のうち

184.65平方メートル



単位：メートル

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三三二)一〇一一(代)

郵便番号 163-8001

定 価

本号
一箇月 六、六〇〇円
五〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001